

西松浦地区合併協議会 議事録

(第五回)

日時：平成16年12月17日
会場：焱の博記念堂 2階会議場

開 会（ 16時30分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

皆さんこんにちは、定刻になりましたので、只今から第五回の合併協議会を開催させていただきます。本日は4時半という少し遅い時刻からの会議開催ですけれども、よろしくお願い致します。会議を始めます前に、本日の資料の確認をお願い致します。資料は、本日の会議次第と別冊資料の二つ、それと合併協議会だよりを参考に差し上げております。それでは、初めに会長にご挨拶を頂き、引き続き、議事進行をよろしくお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

皆さんこんにちは。12月のお忙しい中に、協議会をお願いしました所、皆さん方ご出席を頂きありがとうございます。県の市町村課の宮崎副課長さんが今、こっちに向かっておられる様子で、ちょっと渋滞に巻き込まれたということで、10分程遅れてくるということでございます。今有田・西有田両町とも議会の開催中でございます。やはり一番の関心事は、この合併の問題であります。それぞれ一般質問等があったようでございます。今日で第五回目を迎えますけれども、44ある協議項目の内、すでに31の項目について協議調整を終わっております。いよいよ大詰めに入ったという感じがしております。今日は5つの協議事項についてご審議をお願い申し上げたいと思いますので、どうぞひとつ皆さん方の熱心な議論をお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは会に入りたいと思いますが、只今の出席委員は16名でございます。定足数に達しておりますので、第五回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員としまして、有田の蒲池委員さんと西有田の諸隈委員さん、お二人をお願い申し上げます。よろしゅうございますでしょうか。

はい。それではよろしくお願い致します。では早速、議題に入らせて頂きます。

最初は報告第1号、第4回幹事会の会議概要について、江崎幹事長から報告をお願いします。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは1ページをお開き頂きたいと思います。

第4回幹事会における協議等の結果について報告を致します。

平成16年12月14日に、第4回幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告をさせていただきます。

1. 第5回協議会協議事項につきまして確認事項でございます。

第5回協議会へ提案する協議事項について、協議第41号「特別職の職員の身分の取扱い」、第42号「事務組織及び機構の取扱い」、第43号「一部事務組合等の取扱い」、第44号「病院事業の取扱い」、第45号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」についての提案内容及び参考資料を調整致しました。

2. その他でございます。

確認事項で新町の例規整備業務委託業者について、新町建設計画策定委託先である、「株式会社ぎょうせい」へ平成16年度の業務として、35万7千円で随意契約したこと及び今後の業務内容等について、事務局より報告を受けたところでございます。

以上報告を終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今江崎幹事長から幹事会概要の報告がありましたが、このこと

について、ご質問等ございませんか。

ないようですので、幹事会概要の報告については了承されたものと致します。

それでは協議事項に入らせて頂きます。

最初は協議第41号、特別職の職員の身分の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

協議第41号、特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案致します。

1. 特別職の職員の配置、定数及び任期は、法令等及び実情を考慮し、調整する。
2. 特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。
3. 新町の職務執行者は、2町の長が協議して定める。

以上提案致します。よろしくご審議の程お願い致します。尚、参考資料に基づき、内容等について説明を申し上げます。

○計画調整班主事（ 仁戸田 将英 ）

それでは参考資料、別冊の1ページをご覧ください。

特別職の任期・給与・手当の現況になります。

1. 任期のところ、西有田町の収入役を置かれていない状況になっています。右の隣の方の欄です。給与、2町での違いはありません。

2. 2町の各種委員会委員及び監査委員ですが、特に違いはありません。

次のページ、その他の特別職の職員の定数・報酬及び費用弁償一覧になります。これが3ページまで続きます。

次のページ、4ページに移って頂きまして、課題・問題点、各種委員の定数及び報酬が異なるとなっています。

調整内容、具体的対応策の方です。

- ・ 町長・助役・収入役・教育長の任期等は、法令の定めるところによる。
- ・ 議会の議員及び農業委員会の委員の定数・任期は、別に協議する。
- ・ 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期は、法令の定めるところによる。
- ・ その他の特別職は、2町にて設置され、引き続き設置する必要のあるものは統合し、その他のものは合併後速やかに調整する。
- ・ 特別職の報酬等は、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例を基に合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

次のページに県内の先進事例を掲載しております。

次のページ、6ページから10ページまで主な法令などを載せております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。どうでしょうか。ご質問等ございませんか。どうですか。ございませんか。よろしゅうございますか。

はい。それではご意見がないようですので、特別職の職員の身分の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい。それでは協議第41号、特別職の職員の身分の取扱いについては原案どおり承認することに致します。

次に協議第42号、事務組織及び機構の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第42号、事務組織及び機構の取扱いでございます。3ページでございます。

事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いは、合併の趣旨を踏まえ、その効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化（行財政改革）と住民の利便性（サービスの維持・向上）の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 新町の庁舎の方式は分庁方式とし、2町の庁舎を分庁舎として有効活用する。
- (2) 2町の庁舎に総合窓口を設置し、住民サービスの向上に努める。
- (3) 新町の実務組織及び機構は、次の方針に基づき合併までに調整する。
 - ① 住民が利用しやすく、住民の声を的確に反映することができること。
 - ② 運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織、機構とする。
 - ③ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確なこと。

以上提案申し上げます。よろしく審議の程お願いします。なお、参考資料に基づき担当より説明を致します。

○計画調整班主事（ 仁戸田 将英 ）

別冊の参考資料11ページをご覧ください。事務組織及び機構の取扱いの参考資料になります。調整内容、先ほど読み上げた内容と同じです。

次のページ、12ページに県内の先進事例を掲載しております。

次のページ13ページ、こちらの方に現在の両町の、行政機構図の方を掲載しております。

次の14ページ、新町の基本フレームの案になります。西有田庁舎と有田庁舎の真中あたりに、2町の庁舎に総合窓口を設置するということになっています。現在検討中の具体的なものは、次の15ページ、16ページに続いて掲載してあります。各種書類の申請・交付をするようなことになっている状況です。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありましたが、これで決定をするということではなくて、一つの基本的なフレームということで考えて頂いていいと思います。またこういうものも必要ではないかとか、あるいは、ご質問そういうものがあれば事務局で、色々これから協議をしていくと思います。まずは一応モデル的にこういう形でやってはどうかということで、幹事会等で決めておられるようです。

はい、どうぞ。

○3号委員（ 二宮 閑治 ）

議会についてですが、両側にまたがって表現してありますけれども、今後議会あるいは議長というものはどちらかに置くことになるかと思うんですが、どういう町のプランがあるのかなと思って。

もしわかればお願いします。

○議長（ 岩永 正太 ）

ちょっと事務局。どうだろうか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

説明申し上げます。実は総務部会あるいは幹事会等でのこの議会の位置、場所について色々協議を致しました。しかし私たち職員あるいは執行部の方で、議会の位置等について決めるのは、議会に対して僭越ではないかと言う風な話もありまして、一応この基本フレームのところでは、中央の方に掲げさせていただいております。ですから両町議会でこのことについては協議を頂いて、場所等については両議会納得の行くところで、協議をお願いしたいと言うふうに考えております。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。はい、どうぞひとつそういう事務局といいましょうか、事務当局の考え方もありますので、お話し合いを頂きたいというふうに思います。その他、他にございませんでしょうか。

はい。

○3号委員（ 佐藤 利枝 ）

総合窓口の件ですが、西有田庁舎の方には税務課が掲げてないようですが、固定資産の証明とか所得証明とか、色々な住民の手続き等があると思いますので、それはどうなっているのでしょうか。

お尋ねします。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、事務局。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、参考資料の15ページを見ていただきたいと思います。総合窓口の取り扱うべき事務と言う風なことで、左の方に部会名ということで、住民部会という風なことを掲げております。その中に一番下の方に、税に関する証明書の発行及び閲覧に関すること、税の納付に関すること、こういった取扱いをこの総合窓口で行なうという風なことでございます。ですから税務の本課の方は分庁という風なことで分かりますけれども、総合窓口の方で住民サービスについては、支障のないように取扱いをしたいというふうに考えております。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますですね。はい。その他、これは皆さん方にも直接色々関係のあるものがあると思いますので、どうぞ遠慮なくご質問等承りたいと思いますが、どうでしょうか。

はい、どうぞ川内委員さん。

○3号委員（ 川内 雅博 ）

今の件と重複は致しますけれども、今のは税務に関してでしたけれども、総合窓口では両町にまたがってすべての業務が行なわれるということでしょうか、それとも西有田にいかんばいかん業務、それから有田にいかんばいかん業務が、はっきりしたものがあれば教えて頂きたいんですけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは事務局。

○事務局長（ 福島 清人 ）

総合窓口につきましては、まず届出、それから証明等の発行、それから税金あたりの納付ですね。そう言った、とにかく住民に直接密接したことがらについては、総合窓口の方で受け付けるという風なことになろうかと思えます。ただ農業委員会等の申請とか、そういった具体的な事柄に関わるものについてはその部署、今のところ農業委員会は西有田の庁舎というふうなことになっております。そちらの方に出向いてちゃんと申請をし、内容等についても、そちらの方で詳しく説明を頂くと言う風なことになろうかと思えます。

○議長（岩永 正太）

他よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○3号委員（今村 安伊子）

両方の庁舎の方に案内というような、総合案内ですね、私たちも農業委員会とか農業祭りとかそういうものに参加したいという声があるとします。そういう時に、まず有田の分庁の方へ出かけて行って申請・手続きどういうふうにするにすればいいかというのがいりますので、どうしても西有田の方に、どこに行きなさい。例えば水道局もだと思えますけれども、両方へ行ったりあっちこっちになるわけです。ですから総合窓口も両方とも設けて頂いたら住民サービスはもっと捗るんじゃないかと思えます。

○議長（岩永 正太）

はい、今ご質問については資料の14ページのところにありますように、西有田の方にも総合窓口を置くと、有田の方にも総合窓口を置くということで一応しております。ご指摘のように、それぞれ。これは一つの案ですけども、教育の事務所的なものとか福祉・水道こういうのが分かります。多分ですね。そうなりますとご指摘のように、やはりまずは、それぞれの庁舎で一応お話を聞かれて、連絡のすぐ取れるやつについては出来ると思えますけれども、ただやっぱりどうしても内容を具体的にお聞きしたいとか、そういうものになりますと、多分直接そこに出向いていただくということもあるかもしれません。ひとつのこれはフレームですが、それぞれやりながら改善出来るものはすることにも繋がって行くんじゃないかと思うんですが。はい。どうでしょうか。他に皆さん方ご質問・ご意見等ございませんか。ございませんか。どうでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは異議がないようでございますので、原案どおり承認してよろしゅうございますね。

はい。それでは協議第42号の事務組織及び機構の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。次に協議第43号、一部事務組合等の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議第43号、一部事務組合等の取扱いについて次のとおり提案致します。

一部事務組合等の取扱い

1. 2町のみで組織する次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組織を解散し、合併の日すべての事務事業、財産及び職員等を新町に引き継ぐ。その一部事務組合につきましては、
 - (1) 有田地区消防組合
 - (2) 有田地区衛生組合
 - (3) 有田地区歴史と文化の森公園組合の3つでございます。
2. 次の一部事務組合等は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日当該組合に加入する。
 - (1) 伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合

- (2) 伊万里・有田地区衛生組合
- (3) 伊万里・有田地区介護認定審査会
- (4) 有田磁石場組合
- (5) 伊万里・北松地域広域市町村圏組合
- (6) 佐賀県自治会館組合
- (7) 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合
- (8) 佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合
- (9) 佐賀県市町村交通災害共済組合
- (10) 佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合

3. 次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断する。その一部事務組合としては佐賀県町村職員退職手当組合。以上提案申し上げます。よろしく審議の程お願い致します。なお、参考資料に基づき担当より説明致します。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

別冊資料の17ページになります。協議第43号一部事務組合等の取扱いについてですけれども、ここで言う一部事務組合とは、事務の一部を共同で処理するために設けられた、地方公共団体の組合のことを言います。現在の組合の加入状況ですが、2町のみで組織する一部事務組合は、消防業務を行なう有田地区消防組合、リサイクルプラザ等の管理・運営を行なっています有田地区衛生組合、歴史と文化と森公園の管理と運営を行なっております有田地区歴史と文化の森公園組合になります。その他の一部事務組合としまして、有田町・西有田町・伊万里市との一市二町で組織する組合が伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合、伊万里・有田地区衛生組合、有田磁石場組合、伊万里・有田地区介護認定審査会があります。その他に北松地域の市及び町で組織する、伊万里・北松地域広域市町村圏組合、それから県内の市町村で組織する、佐賀県自治会館組合、佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合、佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合、18ページに参りまして、佐賀県町村職員退職手当組合、佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合、佐賀県市町村交通災害共済組合があります。

2町で組織する一部事務組合の職員数は、派遣職員を含みまして、有田地区消防組合が38名、有田地区衛生組合が7名、有田地区歴史と文化の森公園組合が2名となっております。

19ページをお願いします。課題問題点と致しまして、佐賀県町村職員退職手当組合の加入は、西有田町のみでの加入となっております。

調整内容ですけれども、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務事業・財産及び職員等を新町に引き継ぐ一部事務組合は、現在2町のみで組織しています、有田地区消防組合、有田地区衛生組合、有田地区歴史と文化の森公園組合の3組合となります。

それから合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日当該組合に加入する一部事務組合は、伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合、伊万里・有田地区衛生組合、伊万里・有田地区介護認定審査会、有田磁石場組合、伊万里・北松地域広域市町村圏組合、佐賀県自治会館組合、佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合、佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合、佐賀県市町村交通災害共済組合、佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合となっております。

合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断する一部事務組合は、佐賀県町村職員退職手当組合となっております。具体的対応策と致しまして、有田町が未加入であり、新町として加入する場合、退職手当組合の現在の規約上、多額の加入負担金が必要である。現在、退職手当組合として加入促進を図る趣旨で、給付に応じた負担金制度への規約改正の検討がなされているところであり、改正がなされれば加入する方向で検

討するとなっております。

資料の20ページが県内の事例になります。

21ページが参考法令を付けております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、只今事務局から説明がございました。何かご質問・ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。どうですか。何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、それではご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい。それでは協議第43号の一部事務組合等の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

次に協議第44号、病院事業の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第44号、病院事業の取扱いについて次のとおり提案致します。

病院事業の取扱い、西有田共立病院の施設及び運営は、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

以上提案申し上げます。なお、病院事業ですけれども、共立病院のみしかございませんので、共立病院の病院事業経営、形態内容等について、担当より参考資料に基づき、具体的対応策も含めてご説明致します。

○計画調整班主事（ 千代田 一茂 ）

別冊参考資料の22ページになります。西有田共立病院の現況になりますが、主なところを説明して参りますと、開院年月日が昭和28年5月6日、特色と致しまして、急性期医療を中心とした医療の実践、二次救急医療に対応した救急告示病院、災害拠点病院となっております。診療科目は14科。右の方に参りまして病床数が165床、職員数が179名、平成15年度の決算概要と致しまして、収益的収支の収入が24億3,076万円、支出が24億2,476万円、純利益が600万円、累積欠損金はありません。資本的収支の収入が1億9,815万円、支出が3億4,684万円、留保資金残額が6億8,387万円となっております。入院患者数等につきましては、資料の24ページをご覧ください。入院及び外来数等の過去三カ年の状況を記載しております。表の上の方から入院患者数及び病床利用率です。平成15年度につきましては、入院患者数が48,307人、病床利用率が80.2%となっております。2番の表は外来及び入院患者の診療科別の内訳になっております。一番下の3番の表になりますけれども、平成15年度の地域別の国民健康保険の方の受診者数になっております。入院につきましては、西有田町が30.8%、有田町が34.1%、外来が、西有田町が41.8%、有田町が25.9%となっております。

23ページに戻って頂いて、課題問題点としまして、当病院は、施設改築後26年を経過し、現在の病床機能の陳腐化及び診療形態の変化等高度化してゆく医療需要に十分な対応が出来にくくなっているといった状況です。

調整内容としまして、西有田共立病院の施設及び運営は、現行のとおりとし、新町に引き継ぐとなっております。

具体的対応策としまして、病院経営を取り巻く環境は、患者数の減少や診療報酬の引下げ等により非常に厳しくなっており、抜本的な見直しを行い、経営基盤の強化を図る必要がある。将来的には、新病院建設の検討が必要である。合併後は、社会情勢等の変化を踏まえ、新しい視点、発想で医療機能の充実と地域包括ケアへの対応等、佐賀県西部保健医療圏における中核病院としての役割にふさわ

しい、新病院づくりを検討するとなっております。以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありましたが、皆さん方何かご質問・ご意見等ございませんか。

はい、二宮委員さん。

○3号委員（ 二宮 閑治 ）

お尋ねですけれども、病院の特色というのが表現してありますけれども、その意味というんですか、どういう意味なのか。ちょっと私が理解出来ないということもあって、それが一つと。

それから10番目にありますが、資本的収支・収入1億うんぬん。支出が3億とか、留保資金残額6億とかありますが、その意味するところをちょっとご説明して頂ければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、共立病院の事務長が来ておりますので、ちょっと説明して下さい。

○共立病院事務長（ 半田 覃彦 ）

はい、お答えいたします。病院の特色と致しましては、なんととっても地域のニーズに応える高度医療を追求していきたいということを掲げております。

急性期というのはいわゆる手術とか交通事故、そういった慢性的じゃない、この言葉の反対が慢性的なんですけども、そういう風な毎日毎日患者さんにすぐ対応しなければいけないと言うふうな高度な医療が大体急性期に入っております。

そして二次救急医療ということは、開業医の先生達が患者さんを送られる、それを引き受けるところが二次救急、そしてうちの病院で、また対応出来ないようなことになったら三次医療機関として県立病院とか佐賀医大とかこういったことが考えられます。

災害拠点病院ということについては、県内では佐賀医大と県立病院を災害拠点の病院に指定しておりますが、西部保健、いわゆる伊万里市、有田、西有田では西有田共立病院がそういう風な災害の時に対応する。すぐ患者を送っていただける、送ってくる、そういうふうな病院に指定をされております。いわゆる災害が起きた時は、すぐ対応する。初動の診察に関わるといった、そういうふうな病院に指定をされているということでございます。

次に資本的収入が資本的支出に対して金額が少ないわけですが、この分については、毎年の減価償却費を内部留保して、その内部留保したお金を、その年度の企業債の返還とか。そして機械備品の購入、建設的な、また資本を投資するような、そういうふうな事業に使います。今のところ、その会計がずっと残額が残ってきまして、今6億8,000万程の残額があると言うふうなことになっております。

以上です。

○3号委員（ 二宮 閑治 ）

ありがとうございました。

共立病院は昭和28年から始まったという表現がしてありまして、考えてみると50年近くもやっていらっしゃるんだなと思います。それから改修、いろんなことがあって現在に至っているわけですが、その現在、利益が出ているということは、大変今まで努力をされたのかなと思っております。これは病院の経営者ももちろんですけれども、役場の方とか町長さんはじめ、みんな非常に経営の努力

をされてきたので、こういう結果になっているのかなと思っております。町民の方も、共立病院については結構誇りに思ってもらっちゃるんじゃないかなと思わんでもありません。そして有田町からもかなりの患者の方が共立病院にお世話になっていると思うので、感謝しているところであります。

しかし今後の病院経営について、非常に懸念されるのは、人口が増えるということは有り得ないだろうと思いますし、子供が数が減ってきている。そうすると患者数が減っていくだろうと想像されるわけですね。それで今の現状の病院では医療機器がかなり古くなって、新しい医療器具や機械をかえないかと、あるいは施設も必要だということで、新病院の建設計画もなされているということですが、今後どういう方向性なのか。まだ白紙かもしれませんが、もしこういうふうなことでいかないかというようなことがあれば、町長さんでもよろしければお願いしたいんですけども。

○議長（岩永 正太）

今、将来の経営の事もやっぱり考えておられると思うんですけども、ただ私たちが、病院が共立病院と名前がついているのをご存知と思います。元の曲川の南川良地区も当時酒井田渋雄さんですか、ああいう人たちが一緒になって、これは合併前に昭和28年に出来ておまして、一緒になってまだ大山・曲川が合併する前につくったので共立病院と。だから名称も変えないでいこうということでそのままの名称にしているわけです。ひとつは、有田地区には有田・西有田含めて、私立の大きな病院がない、むしろ共立病院を頼って頂いている。しかも救急病院としてすぐ対応出来る。しかもこれだけ医師が10数名いますから。しかも医師住宅をすぐ隣に置いておまして、いつでも対応出来るという形でやっております。

それともう一つは医療器具についてもMRIもいいものを入れまして、今CTを入れております。これは佐賀医大の先生が、「うちにもないものを入れて頂いてありがとうございます」というお話もあります。そういうように充実をしております。医師の皆さんが非常になんかがんばって頂いているという状況です。

私としてはぜひこの病院だけはどうしても残していきたい。特に高齢化が進みますし、また事故があったとき、すぐそこで応急手当をして、どうしても出来ない時は、先ほど事務長が言いましたように佐賀医大とか好生館とか、場合によっては九大とかいうことになりましようけども、やはり近くにすぐ対応出来るというんでしょうか、まず初動の対応が出来るというところがあるというのは、非常に私は大事ではないかと言うふうに思っております。ぜひこれだけは、今度もし合併が出来ましてもなんとかして一緒になって存続をして欲しいし、またそういう努力を皆さんでやってほしいというふうに思います。

西有田も実は、議会と一緒に病院を見に行きました。どんどん過疎化していく病院、地区ですよ。医療圏域の人口が1万2,000だと。4,800人ぐらいの町ですよ。医療圏域は1万2,000ぐらいだと。そこでやはり30数億かけて新しい病院をつくっておられます。やっぱりそういう過疎であり僻地であるがゆえに、余計そういう公立の病院をなんとかしようという思いで作られていたようです。そういうこともありまして、ぜひこれについては新しい町が誕生しますとその中で、建設委員会等をつくって頂いて、いろんな場所や希望やそういうものをご検討頂いて、充実をしていただければと言うふうに思っております。

はい、どうぞ

○2号委員（田代 正昭）

今、名称の問題を町長さんがお話をされましたけれども、両町が合併した場合には新町に引き継ぐわけでございますけれども、西有田共立病院のままでいいのか、新しく名前を考えておられるのか、

そこらへんは、思案等はないですか。

○議長（ 岩永 正太 ）

それは、どうぞ新しい町が誕生して、その中で、もうそうなりますと一緒にしょうから、有田町立病院とかそういう名前にされてもいいんじゃないでしょうか。それまではやっぱり当時のこともありまして、名称を変えるのはということで、共立病院と名称を取ってありましたが、それはそれでどうでしょうか。それはここで私がどうのこうのということはちょっとですけれど。その辺は一つの区切りですから。

何か他にございませんでしょうか。ないようでしたら原案どおり承認してよろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは協議第44号の病院事業の取扱いについては原案どおり承認することと致します。次に協議第45号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第45号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり提案致します。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

1. 新町における議会の議員の定数は、18人とする。ただし、設置選挙（第1回選挙）のみ22人とする。
2. 選挙区は、全町域で1選挙区とする。
3. 市町村の合併に関する法律第6条及び7条の規程に基づく定数及び在任の特例は、適用しない。

以上提案致します。なお、このことにつきましては第4回の会議の席に、検討小委員会の報告がございました。それに基づいて提案するものでございます。そういったことで参考資料等の説明については省略をさせていただきます。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局長から説明がありました。何かこれについてご質問・ご意見等ございませんでしょうか。ありませんね。

はい。それでは異議がないようですので原案どおり承認してよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは協議第45号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

以上で本日予定されておりました協議はすべて終わりましたが、何か委員の皆さんからご意見やご質問ございませんか。

○4号委員（ 黒岩春地代理、宮崎珠樹 ）

事務的なことなんですけれど、ちょっとさっき事務局の方にもお話をしてると思うんですが、協議43号で、4ページですか。2番目に「次の一部事務組合は」となってるんですが、(3)の伊万里・有田地区介護認定審査会というのが、一部事務組合じゃないので、ここは次の一部事務組合等かなんかを入れた方がいいんじゃないかと思ったんですが、調整案なので、もうここで修正した方がいいのかなと思っています。どうですか。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ご指摘のようにこれは一部事務組合じゃありませんから、ご指摘のように「等」という字を

いれたらいいんじゃないかな。

○事務局長（ 福島 清人 ）

申し訳ございません。そういうことでご提案頂きましたので、2の次の一部組合はと言うふうなところに「等」を挿入方をお願いしたいと思います。申し訳ございません、よろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい。他に何かございませんか。それではですね、ないようですので、事務局から何かあれば。

○事務局長（ 福島 清人 ）

実は第6回、次回の法定協議会を12月の24日午後2時から当会場で予定を致しております。本年最後になると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

尚、会議終了後新町建設計画の小委員会を引き続き開催をしたいと予定しております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局からお話がありました。本当に忙しい中に、次から次にこういう会議を設けておられて、皆さんには本当に申し訳ないと思っております。

それではないようでございますので、本日は、この大変お忙しい中に長時間に渡ってご審議を頂きありがとうございました。しかも次回は24日ということですから、年末の一番忙しい時期かと思っておりますが、どうぞひとつ皆さん方の力添えをお願いしたいと思っております。本日の会議はこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 （ 17時22分 ）